

長浜市告示第132号

長浜市福祉事業所人材育成支援事業補助金交付要綱（令和5年長浜市告示第124号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第2条中「号）」の次に「及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）」を、「施設」の次に「（児童福祉法に基づくものにあつては、障害児相談支援事業を実施する事業所に限る。）」を加える。

第4条中「3万円」を「2万円」に改める。

第8条の見出しを「（補助金の交付決定の取消し及び不当利得の返還）」に改め、同条中「ときは、交付決定」を「者に対し、第6条の規定による交付決定」に改め、「又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第8条及び第9条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定（同項にただし書を加える部分を除く。）は、令和8年3月31日から施行する。